

## AI 利活用に伴う契約時の留意事項の検討 第 2 回検討会 議事要旨

令和 6 年 11 月 27 日 16:00~18:00

オンライン開催

- 「チェックリスト」の策定方針・検討アプローチ

- **【委員意見の概要】**

- AI 事業者ガイドラインにおける AI 開発者・AI 提供者・AI 利用者という 3 種類の整理のうち AI 利用者は、全ユーザのうち一部を捉えた概念であるため、チェックリストの読者に誤解を与えないよう、補記が必要な可能性がある。AI 利用者とは、事業活動における AI サービスの利用者を意味するため、エンドユーザには AI 利用者に当たらない主体も存在する。

- アウトプットの構成

- **【委員意見の概要】**

- 個人情報保護法、セキュリティについてはユーザ企業が特に求めていると思われる部分であり、補足的な留意点ではなく、主たる部分に記載した方が価値のあるチェックリストになるのではないかと考える。
- 想定読者が必ずしも柔軟にチェックリストを利用できるとは限らず、一通りすべてのチェック項目を確認する場合、何かしらの満たさないチェック項目が入っていることで実務が止まってしまうという懸念があるため、チェックリストをどのように設計するかが重要。

- チェックリストに含むべき項目および要素

- **【委員意見等の概要】**

- 全体の分量との兼ね合いではあるが、事実上取りうる対応について、例えば「インプットに関して他社との間で第三者提供を禁止する契約が別途締結されている場合は情報提供しない」といった具体化した記載がある方が分かりやすいのではと思う。
- 条項の例文の記載に関して、分かりやすさの観点からは有用であるが、「そのような記載でなければならない」というミスリーディングの可能性を考慮すると慎重であるべき。
- 条項の例文を載せるメリットは分かりやすいことであり、デメリットとしては、そのような条項でないといけなると考える読者も想定され得る。
- 条項の実例の掲載に関して、実務的には役に立つと思うが、どの事例をピックアップするかという難しさや、規約が変更される可能性等を考慮すると、ミスリードに繋がりがかねない。ただし、一般的な例文であれば参考情報として載せることは可能だと思う。
- サービス類型ごとにどのような条項があるのか、重点的にチェックする箇所はどこか、について分析し、その概要を載せることも考えられる。

- 個人情報保護法に関する留意点

【委員意見の概要】

- どのような場合に個人データの取扱いの委託として第三者に該当しない場合に当たるのか等、個人データを入力するにあたっての法的整理がされれば利用者にとって分かりやすいのではと思う。
- 個人情報委員会に確認のうえ、法律解釈について一定の明確化が図れるのであれば、価値が高いと考える。チェックリストとしては、「学習に使うか否か」によっていくつかの法的論点にも影響があるので、その点を分岐点として示すことが重要ではないか。
- 単に「提供」というとき、狭義の提供（委託を除外した提供）・広義の提供（委託を含んだ提供）が混ざることがあるので、いずれの意か明確化して議論する必要がある。
- 個人情報保護法に従っていてもベンダ側のセキュリティ次第ではリスクがあるため、その点をチェックする項目があってもよいのではと考える。
- 個人情報保護法について、ユーザが特に知りたい箇所であるということは承知している。解釈が提示可能なものについては記載することも考えられるが、そうでなければ一般的なルールのみ記載することになる。
- 同意が取れる場合・取れない場合に分け、取れない場合はどのような条件がそろっていればよいのか、または、どのようなことに留意する必要があるのかを示すことは可能ではないか。また、リスクをゼロにすることはできないが、事業者として取り得るリスク低減のためのアクションについては一定の記述ができるのではと考える。

以上